

令和4年度新潟地方最低賃金審議会第3回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	出席状況
令和4年10月28日 9時00分～11時30分	公益3/3 労働者側3/3 使用者側3/3
<p>主な審議事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 特定最低賃金の改正に係る審議について<ul style="list-style-type: none">・事務局から他局の答申状況の報告を行った。・全体での審議後、労使別個別協議を行い、労働者側+27円引上げの963円、使用者側+25円引上げの961円を提示した。・公益と労使双方との協議の結果、+25円引上げの961円で全会一致により最低賃金審議会令第6条5項適用により即日答申し、結審した。2 その他<ul style="list-style-type: none">・異議申出期間を経た後、官報公示を行い、最短で12/29法定発効の予定。	